

褥瘡発生防止に関する指針

1. 褥瘡発生予防に関する考え方
2. 褥瘡発生予防に向けての基本方針
3. 褥瘡発生予防に対する体制の整備
4. 褥瘡発生予防及び治療の対応
5. 多職種協働によるチームケアの推進
6. 専門家との連携
7. 職員に対する教育・研修
8. その他

1. 褥瘡発生予防に関する考え方

高齢者は低栄養状態や活動の低下、疾病に伴う寝たきり状態に陥りやすく、褥瘡が発生するリスクが存在する。特に入所施設を利用する高齢者には、加齢に伴い心身の機能が低下している方が多く見られ、そのリスクは高いと考えられる。

「特別養護老人ホーム絆」は、こうしたリスクをもつ利用者の健康で尊厳ある生活の実現のため、多職種連携・協働のもと質の高いサービスの提供を目指して、すべての利用者が褥瘡を発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡による痛みと、そこに起因する様々な生活上の制限の解除、その発生を防止するための体制を整備することを目的に、褥瘡対策指針を定めるものである。

2. 褥瘡発生予防に向けての基本方針

(1) 褥瘡発生予防に対する体制の整備

当施設では、褥瘡発生の予防と早期対応のため、褥瘡対策委員会を設置し、具体的な対応については委員会で対応をする。

(2) 多職種協働によるチームケアの推進

各職種の専門性に基づくアプローチからチームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応をする。

(3) 専門家との連携

外部の褥瘡予防等の専門家とも積極的に連携し、より質の高いケアに取り組む。

(4) 職員に対する教育・研修

褥瘡発生予防に対する知識の習得、施設の方針の徹底、情報の伝達等を目的として、研修会等を定期的実施し、職員の教育に努める。

3. 褥瘡発生予防に対する体制の整備

(1) 褥瘡対策委員会の設置

1) 設置の目的

利用者の褥瘡発生予防に努め、発生時における苦痛の緩和と早期治療、及びケア提供を適切に行うことを目的とし、褥瘡対策委員会を設置する。

(2) 褥瘡対策担当者

褥瘡対策の担当者は、看護職員より選出する。褥瘡に対する責任者は、看護職の責任者とする。なお、担当者は、看護業務等の他の業務との兼務も可能とする。

(3) 褥瘡対策委員会の構成

- ※施設長
- ※事務長
- ※医師
- ※看護職員（褥瘡予防対策担当者）
- ※生活相談員
- ※介護支援専門員
- ※管理栄養士（栄養士）
- ※介護職員
- ※その他施設長が必要と認められる者

(4) 褥瘡対策委員会の開催

- 1) 1ヶ月に1回定期的に開催する。必要時には、随時開催する。
- 2) 褥瘡予防対策担当者が招集し、委員会の進行をする。
- 3) 委員会議事録は、褥瘡予防対策担当者が指名した職員が行い、関係部署で閲覧、棟会議での周知徹底をする。

(5) 褥瘡対策委員会の役割

- 1) 施設内における褥瘡及び合併する感染症の予防体制の確立に関すること
- 2) 褥瘡予防に関する情報の収集に関すること
- 3) 施設内で報告のあった褥瘡事例の対応策に関すること
- 4) 褥瘡予防のためのマニュアル等の整備に関すること
- 5) 職員を対象とした褥瘡予防に関する研修の企画及び実施に関すること
- 6) 各棟にて褥瘡予防に向けて意識向上啓発に関すること
- 7) 適切な福祉用具等の選定
- 8) 褥瘡予防対策委員会への議案として、褥瘡事例の対応策に関することや新しい取り組みの提案等の検討
- 9) その他、当施設内の褥瘡の発生予防のために必要な事項に関すること

4. 褥瘡発生予防及び治療の対応

褥瘡発生予防と早期対応のため、以下によって対応する。

(1) リスクの評価

早期の対応を行うため、以下の方法を用いて、ブレイデンスケールおよびOHスケールにて褥瘡発生のリスクを評価し、ハイリスク者を抽出する。

(2) 褥瘡発生予防及び治療の実施

別紙「褥創予防治療の進め方（フローチャート）」に従って行う。

5. 多職種協働によるチームケアの推進

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

※施設長

- 褥瘡発生予防の総括管理

※医師

- 定期的な診察・処置方法の指示
- 各協力病院との連携を図る

※看護職員

- 嘱託医、主治医、専門医、協力病院との連携強化
- 褥瘡処置への対応と内容の記録
- 褥瘡ケア計画の作成と経過記録の整備
- 個々に応じた体位交換、安楽な坐位確保の工夫
- 褥瘡発生予防の計画立案
- 褥瘡発生予防に関する職員への指導
- 褥瘡予防にかかる勉強会の開催

※管理栄養士（栄養士）

- 褥瘡の状態把握と栄養管理
- 栄養ケアマネジメントにおける状態の把握と利用者の管理
- 食事摂取低下に伴う栄養保持の工夫
- 栄養ケアマネジメントにおける、利用者の栄養状態の把握と管理
- 栄養ケアマネジメントにおける、利用者の低栄養状態の改善と工夫
- 栄養ケア計画における褥瘡ケアの評価

※生活相談員

- 各委員、専門職員間の連携、強化、調整
- 事故対策委員会との連携による褥瘡予防体制の整備
- 家族への報告、対応、連携
- 外部専門機関との連絡調整

※介護支援専門員

- 施設サービス計画における褥瘡予防対策の立案と評価、見直しを図る。
- 褥瘡予防対策にかかるサービスの内容と周知徹底
- 家族への対応（ケアプランの説明）

※介護職員

- きめ細やかなケアと衛生管理に努める
- ケア計画に基づく排泄、入浴、清潔保持
- 褥瘡の状態観察と記録の整備把握
- 苦痛を排除する精神的緩和ケアとコミュニケーション
- 褥瘡発生予防の取り組み
- きめ細やかなケアと衛生管理の徹底と周知
- ケアプランに基づく排泄、入浴、清潔保持の徹底と周知
- 栄養ケアマネジメントに基づくサービスの徹底と周知
- 利用者個人に応じた、体位変換と良肢位の工夫及び周知徹底
- 褥瘡発生予防に関する職員への指導
- 褥瘡予防にかかる棟内での勉強会の開催

6. 専門家との連携

より質の高いケアを目指すため、内部のスタッフだけでなく、外部の医療・介護・介護機器等の専門家と積極的に連携し、スキルアップを図る。

7. 職員に対する教育・研修

より質の高いケアを提供するにあたり基礎知識と技術を身につけることを目的として、委員会を中心とした施設内研修会、勉強会を開催するとともに外部研修会への積極的参加を図る。

施設長は、外部の専門家に依頼し、職員が、褥瘡対策についての相談、指導等を積極的に受けることができる体制を整備するように努める。

- (1) 定期的な教育・研修(年 2 回以上)の実施
- (2) 新任者に対する褥瘡発生予防の教育・研修の実施
- (3) その他 必要な教育・研修の実施

8. その他

- (1) 委員会および審議内容、褥瘡予防に関する諸記録は2年間保存とする。
- (2) 本指針及び褥瘡予防に関するマニュアル等は褥瘡予防対策委員会において定期的に見直しし、必要に応じて改正するものとする。
- (3) 褥瘡発生予防のための指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにすると共に、当施設のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧をできるようにする。

付則

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

令和3年4月1日改訂